

令和 6 年度

隨時（備品）監査報告書

下諏訪町監査委員

6 監 委 第 3 0 号
令和7年3月25日

下 諏 訪 町 長 宮 坂 徹 様
下 諏 訪 町 議 会 議 長 樽 川 信 仁 様
下諏訪町教育委員会教育長 松 崎 泉 様

下諏訪町監査委員

宮 澤 孝 良
中 山 透

令和6年度随時（備品）監査の結果報告について

下諏訪町監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、令和6年度随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

	ページ
1 監 査 の 概 要	1
2 監 査 の 着 眼 点	1
3 監 査 の 実 施 内 容	1
4 監 査 の 結 果	2
5 監 査 の 所 見	4
6 令和5年度随時監査意見と措置状況	5

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 随時（備品）監査
- (2) 監査実施日 令和7年1月17日（金） 午後1時30分
- (3) 監査の対象 スポーツコミュニティセンター（教育こども課）
下諏訪スタジアム（教育こども課）
弓道場（教育こども課）
- (4) 出席者 教育こども課 亀割英人 スポーツ振興係長
川上勝弘 主査
監査委員 宮澤孝良 代表監査委員
中山 透 監査委員
同事務局 登内秀幸 次長

2 監査の着眼点

下諏訪町財務規則等に基づき、備品台帳の整備や備品の保管状況など適正に備品管理がなされているか。また、物品取扱主任を中心とした管理体制が確立されているかを着眼点とした。

3 監査の実施内容

各監査対象施設内を視察し、備品の管理状況を聴取したほか、全ての備品について、備品台帳・備品配置図と現物との照合、使用状況、保管状況及び備品シールの貼付状況の確認をそれぞれ行った。

4 監査の結果

(1) 概況

- ① スポーツコミュニティセンターは、テニスコート管理棟を改修し、平成31年4月に開設された施設である。

建物は鉄骨造2階建て、1階は事務室、貸館となる2階会議室は、可動式パネルで3部屋に分けることができ、トイレ、給湯場が完備され、スポーツ関係団体以外の会議や集会等のほか、軽スポーツなど、幅広く利用されている。



スポーツコミュニティセンター 外観



内部（2階）

- ② 下諏訪スタジアムは、昭和22年に設置され、平成11年に行われた大規模改修により、現在の形となった。

鉄筋コンクリート造で、事務室、更衣室、放送室、トイレなどが完備され、バックネット裏スタンドに508席の固定座席、1塁側及び3塁側に観客席が設置されている。

大改修から20年以上が経過し施設の老朽化が見られるが、日常点検や必要な修繕を行いながら、長寿命化が図られている。



下諏訪スタジアム 外観



内部（本部席）

- ③ 弓道場は、昭和 5 3 年に旧弓道場の老朽化に伴い新築された施設である。

建物は鉄骨造で、射場のほか、会議室、更衣室、トイレなどが完備され、付属施設としての的場が設けられている。

施設利用は町スポーツ協会弓道部の会員を中心とした社会人のほか、高校の部活動等の利用が多い。

現施設は築 5 0 年を経過し、老朽化は進んでいるものの、補修等を行いながら、長寿命化が図られている。



弓道場 外観



内部

(2) 備品管理状況

- ① 各備品については、概ね適正に登録されており、提出された配置図のとおり配置されていた。また、「備品シール」は、備品に応じて適切な場所に貼付されていることを確認した。

- ② 下諏訪スタジアムの 1 塁側及び 3 塁側倉庫には、隣接する陸上競技場及びテニスコートにおいて使用する器具等も保管されている。

5 監査の所見

- (1) 下諏訪スタジアム3塁側倉庫に保管されている、陸上競技に使用する槍（やり）、砲丸などの用具に関して、登録されている備品の個数と一致しないものが散見された。スポーツ協会、高校の部活動等、競技者において管理されているものと考えられるが、担当課において内容を再点検され、町所有の備品と個人所有の物品をはっきり区分されたい。
- (2) 弓道場において、競技者が使用する弓、矢などが多数置かれているが、不特定多数の人が利用する公共施設であることを認識していただき、管理が煩雑にならないよう、誰の所有物かを明確にするとともに、定期的に棚卸しを行い、長年使用されていない用具等は適切に処分するなど、管理の適正化を図られたい。
- (3) 町は、誰もが生涯にわたって運動・スポーツに親しみ、健康で生きがいに満ちた豊かな暮らしと活力あるまちづくりの実現を目指し、「生涯一町民一スポーツ」を掲げており、町内スポーツ関連施設は町民の健康増進及び体力向上並びにスポーツの普及に資する大切な施設であることから、各施設の老朽化の状況に応じた改修等の計画的な実施により、町民が安全にスポーツを楽しむことのできる環境整備に、今後とも尽力いただきたい。
- (4) 令和7年度より、町は備品として取り扱う物品の区分価格を1件1万円以上から10万円以上に引き上げる財務規則の改正を行った。登録備品の見直しにあたっては、過去に寄贈された美術品など価格が不明である物品等についての十分な精査を行うとともに、登録を削除する場合には経過を残すなど、明瞭性の確保に留意されたい。

6 令和5年度随時監査意見と措置状況（今井邦子文学館・宿場街道資料館・伏見屋邸）

【監査の意見】

（１）

一部、運営をサポートする地域住民ボランティア等が施設に持ち込んだものとみられる物品で、「所属別備品出納簿」に未登録のものが散見された。厚意での持ち込みも考えられるが、担当課において改めて内容を点検され、町所有の備品（寄贈品）と個人所有の物品は、はっきりと区分し、今後の対応を検討されたい。

（２）

今井邦子文学館において、建物の一部と思われる「格子戸」に備品シールが貼付され、「所属別備品出納簿」に備品として記載されていた。備品登録の経緯は不明とのことであるが、「物品管理事務の手引き」に照らし、取り扱いについて確認されたい。

（３）

町は、文化遺産を観光資源として活用し、にぎわいの創出につなげるため、令和2年度に博物館業務を教育こども課から産業振興課へ移管しており、引き続き各分館においても、各種団体との協働により、趣向を凝らした企画展、体験教室等により町の魅力を発信しながら、文化遺産を生かしたまちづくりの推進に寄与されることを期待する。

【措置状況】

（１）

地域住民ボランティアの方々が厚意で持ち込まれた物品について、ご指摘のとおり備品との区別が判然としない状況であります。備品は再度、備品台帳と照合を行うとともに備品以外の物品にも区分できる目印を付けるなどの対応をとり、今後適正に管理してまいります。

（２）

格子戸については建物の一部であることから、備品登録解除の対応をいたしました。

今後備品登録を行う際は「物品管理事務の手引き」を確認することで不適正な登録がないよう徹底してまいります。

（３）

博物館が産業振興課へ移管され、観光面においては博物館学芸員が観光ツアーのガイドを行うなど、当町の文化遺産の活用を推進しております。また、今年度も開催した今井邦子文学祭などのイベントや、今後開催する企画展等において、分館を活性化するための事業展開を進めてまいります。